

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 字の区域の変更
鳥取県事業所経済調査要綱の一部改正
土地改良区の役員の住所の変更
土地改良事業の認可(六件)
都市計画事業の事業計画の変更の認可
都市計画法第六十六条による告示
麻かひの指定の一部改正
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集
- ◇ 正 誤 昭和五十三年三月十四日付鳥取県公報号外第二十号中訂正

告 示

鳥取県告示第二百四十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定

に基づき、智頭町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

区域を変更する 字の名称	同上の区域(昭和五十二年九月三十日現在の地番による。)
大字南方 字大目谷口	大字南方字大目谷口の全域、大字南方字沖代下モ一一三九の二及び一一三九の四並びに一一三九の二から一一三九の七まで及び一一四四の四と一体をなす国有地の一部並びに大字智頭字沖代一二六八の五
大字南方 字沖代下モ	大字南方字沖代下モのうち一一三九の二及び一一三九の四並びに一一三九の二から一一三九の七まで及び一一四四の四と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字智頭字沖代	大字智頭字沖代のうち一二六八の五以外の区域

鳥取県告示第二百四十四号

鳥取県事業所経済調査要綱(昭和五十一年四月鳥取県告示第三百十一号)の一部を次のように改正する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理人

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 調査の目的の項中「この調査は」の下に「鳥取県統計調査条例（昭和二十五年三月鳥取県条例第七号）に基づき」を加える。

六 調査の方法の項に次のただし書を加える。
ただし、知事が別に定める事業所については、直接郵送調査により行うものとする。

八 調査票の提出期限及び提出先の項中「八月三十一日」を「所定の期日」に改める。

鳥取県告示第二百四十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の仕事に生じた旨の届出があつたので、同法同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

北条町土地改良区

理事	岡野政則	変更前	東伯郡北条町大字江北一七二〇番地
		変更後	東伯郡北条町大字江北一七〇二番地
理事	野嶋友一	変更前	東伯郡北条町大字国坂七七七番地
		変更後	東伯郡北条町大字国坂四二八番地
理事	野嶋稔	変更前	東伯郡北条町大字国坂七七七番地
		変更後	東伯郡北条町大字国坂一四九三番地八

鳥取県告示第二百四十六号

西伯町から申請のあつた町営土地改良（小原地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十七号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（日吉津第一地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十八号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良（日吉津第二地区農業用排水）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三

月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百四十九号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(日吉津地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十号

日吉津村から申請のあつた村営土地改良(日吉津第三地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十一号

大栄町から申請のあつた町営土地改良(穂波地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年三月十日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百五十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画下水道事業 米子市公共下水道(内浜及び皆生処理

区)

三 事業施行期間

昭和四十四年四月二十三日から昭和五十八年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

米子市旗ヶ崎字石灰山、米原字米原南、字治右衛門道東六拾間、字傳四郎道東六拾間及び字吉左衛門道東六拾間、西福原字八反八畝通悪水西、字西原悪水西上井手添、字西原悪水西、字西原新町道東及び字西原新町道西米川添、東福原字御建通大境、字大沢一、字大バエ、字壹番割堂畷西、字前田通重助田及び字荒神北、上福原字北浜開、字大北浜ノ一、字北濱山中、字北浜屋敷、字中大境及び字上大境並びに皆生字沖大境を加える。

2 使用の部分

変更なし

鳥取県告示第二百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三條第二項において準用する同法第六十二條第一項の規定に基づき、都市計画法事業の事業計画の変更の認可の告示があつたので、同法第六十六條の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

一 都市計画法事業の種類及び名称

倉吉都市計画、羽合都市計画、東郷都市計画及び三朝都市計画下水道事業 天神川流域下水道

二 施行者の名称

鳥取県

三 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二二〇番地

四 事業地の所在

1 収用の部分

(一) 事業地から次の区域を削る。

倉吉市丸山町字大平ル、鴨河内字上向河原及び耳字西下河原

(二) 事業地に次の区域を加える。

羽合町大字長瀬字浜根、字三ノ上河原、字四ノ上河原、字長畑及び字三ノ嘉平柳

2 使用の部分

(一) 事業地から次の区域を削る。

(1) 羽合町大字長瀬字二ノ因幡新田、字三ノ嘉平柳、字二ノ浜根荒神、字上村後、字下村後、字村後口、字野畑屋敷、字天王、字八町、字石建及び字寺屋敷、大字久留字船津及び字河原田並びに大字田後字出口、字外出口及び字左右田尻

(2) 倉吉市下余戸字河原、上余戸字外河原及び字奥小山、大原字郡山、字下赤池、字大開、字向河原、字石土手、字橋床、字鳥居河原、字清水、字上新田下、字上新田上、字上新田沖上、字池ノ尾口、字井手口、字盗人谷及び字保木、倉吉字明治町二丁目、字大正町二丁目及び字旭田町、福守町字墓ヶ坪、字掛樋、字三反総サ及び字馬場先キ、西倉吉町字稲荷及び字西倉吉、丸山町字大平ル、字掛上り及び字一町田、生田字一町田、字石曾根、字代満田、字

神主田及び字狐ツ屋、中河原字道久橋、字邸通及び字西川端、小鴨字屋敷通、字皮屋河原、字下道端及び字西河原、蔵内字アゲシ及び字屋敷、上古川字下河原、字池ヶ盛、字アカメ柏、字ホレト、字空町及び字上河原、石塚字ソリ及び字上河原、福山字宮ノ前通及び字家ノ前通り、鴨河内字下河原、字青木、字若宮、字机、字家ノ後口、字上河原、字天神河原、字上向河原及び字東上河原並びに耳字北下河原、字西下河原、字上河原、字上ミ田及び字鳥ノ子

(一) 事業地に次の区域を加える。

羽合町大字長瀬字五ノ上河原、字三反田、字江尻、字和反田、字西オドロ、字稲島、字八田ヶ坪及び字三ツ江並びに大字田後字大俵及び字手次

鳥取県告示第二百五十四号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号(麻かひの指定について)の一部を次のように改正する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

「鳥取県食品加工研究所 境港市渡町大沢」を「鳥取県食品加工研究所 境港市中野町二〇三二の一」に改める。

鳥取県告示第二百五十五号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 西 尾 邑 次

第三号の表の鳥取信用金庫の項中

鳥取南支店	鳥取市天神町
湖山支店	鳥取市湖山町

に改める。

鳥取南支店	鳥取市天神町
-------	--------

を

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十三年三月十七日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一日時 昭和五十三年三月二十四日 午前十一時十五分
二 場所 鳥取市末広温泉町五五六番地 白兔荘

三 議題

- (1) 公立学校教職員人事について
- (2) その他

正 誤

昭和五十三年三月十四日付鳥取県公報号外第二十号中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

十	一	頁		
			段	
下	下			
		二	行	
終	終			
わ	わ			
り	り			
か	か			
ら	ら			
五	五			
		十	誤	
		日		
		十		
		日	正	
		十		
		四		
		日		

鳥取県公報の購読の申込みについて

鳥取県公報を現在購読し、4月以降も引き続き購読される方及び新規に4月から購読を希望される方は、裏面の鳥取県公報購読申込書に購読期間分の料金（1部1箇月800円。郵送料を含む。）を添えて3月31日までに鳥取市東町1丁目220番地鳥取県総務部広報文書課へ申込みをしてください。

なお、官公署が購読を申し込まれる場合は、その料金は、4月以降に県が発行する納入通知書により、納めることもできます。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月から昭和 年 月まで、鳥取県公報を 部購

読したので、購読料金 円を添えて申し込めます。

昭和 年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名
及び代表者名)

鳥取県知事殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】